

# 計算書類に対する注記

(法人全体)

## 1. 継続事業の前提に関する注記

継続事業の前提にかかわる重要な事項はない。

## 2. 重要な会計方針

### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

該当なし

### (2) 固定資産の減価償却の方法

#### ① 建物

平成19年3月31日以前に取得をしたものについては旧定額法、平成19年4月1日以降に取得したものについては定額法によっている。

#### ② 器具および備品

平成19年3月31日以前に取得をしたものについては旧定率法、平成19年4月1日以降に取得したものについては定率法によっている。

#### ③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

### (3) 引当金の計上基準

退職給与引当金

全国社会福祉団体職員退職手当積立基金制度に基づき、期末要支給額を計上している。

## 3. 重要な会計方針の変更

当法人は平成27年度より、平成23年度会計基準に変更している。

## 4. 法人で採用する退職給付制度

すべての正職員は、全国社会福祉団体職員退職手当積立基金制度に加入している。

## 5. 法人が作成する計算書類等と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

(1) 法人全体の計算書類(第一号第一様式、第二号第一様式、第三号第一様式)

(2) 事業区分別内訳表(第一号第二様式、第二号第二様式、第三号第二様式)

(3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式)

(4) 公益事業における拠点区分別内訳表(第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式)

(5) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

#### ① 地域福祉事業拠点区分(社会福祉事業)

法人運営事業

在宅福祉サービスセンター事業

ボランティア活動(人材育成福祉体験)事業

共同募金配分事業

生活福祉資金貸付事業

小口貸付資金貸付事業

#### ② 受託事業拠点区分(社会福祉事業)

高齢者の生きがいと健康づくり推進事業

生きいきサロン事業

家族介護者交流事業

軽度生活支援事業

食の自立支援事業

ひとり暮らし高齢者給食サービス事業

在宅介護支援センター事業

奉仕員(手話養成研修)事業

子育て支援センター事業

ファミリーサポートセンター事業

#### ③ 介護保険事業拠点区分(社会福祉事業)

- 居宅介護支援事業
- 訪問介護事業
- 訪問入浴介護事業
- 通所介護事業
- ④ 障害者福祉事業拠点区分（社会福祉事業）
  - 障害者福祉サービス事業
  - 地域活動支援センター事業
  - 就労継続支援B型事業
  - 相談支援事業
- ⑤ 施設管理事業拠点区分（公益事業）
  - 福祉センター受託経営事業

## 6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
定期預金	3,000,000	0	0	3,000,000
合 計	3,000,000	0	0	3,000,000

## 7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し 該当なし

## 8. 担保に供している資産 該当なし

## 9. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却 累計額	当期末残高
建物	2,997,567	1,018,155	1,979,412
構築物	189,000	141,466	47,534
車両運搬具	31,740,562	31,208,155	532,407
器具・備品	16,973,281	13,888,083	3,085,198
合 計	51,900,410	46,255,859	5,644,551

## 10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。  
該当なし

### 11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、以下のとおりである。  
該当なし

### 12. 関連当事者との取引の内容

関連当事者との取引の内容は次のとおりである。  
該当なし

### 13. 重要な偶発債務

該当なし

14. 重要な後発事象  
該当なし

15. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項  
該当なし



